

# 土着

## — 初期甲斐源氏の屋形造り —

### ラインハルト・ツェルナー

#### 甲陽軍鑑の「家」の概念

武田信玄が天文二十（一五五一）年に入道したことについて、甲陽軍鑑は四つの理由を議論しているが、第一の理由を次のように述べている。

「武田は新羅三郎公より信玄公まで廿七代にて、しかも代々弓矢を取て其<sup>ほ</sup>誉<sup>めい</sup>有をもつての故か、公方の御代官として御同座の折々、兩度に至て御陣所になし置給ふに付て、武田殿居住の處は、今にいたつて御所と申しても苦しからず。然れば晴信公代に家を破りては、跡廿六代へ対し晴信公面目なき次第なり。倩世間の体をみるに、ひさしき家共皆破れ、浦はや武田の家など破るる時刻に廻来たると思<sup>おぼ</sup>えて、信玄公御誕に、昔平の清盛は<sup>しんみよ</sup>生命を惜しみて發心なり、我は前代へのためにとて件の如し。」

甲陽軍鑑に使われている「家」という言葉はさまざまな意味を持つている。武田の「家」は

- 一人の祖先による代々の一系または

- 子孫の手柄による家柄、あるいは  
その家族の居住

としてみられているが、さらにもうひとつ的一面があった。甲陽軍鑑は信玄法度の喧嘩両成敗を次のように説明している。

「幸<sup>さいわ</sup>武田の御殿は公方家の作法なり。公方の御屋形作りは、第一諸人のつきあひに慮外なきこと肝要に候故、諸侍伺候いたすには、縁ばかりあるき申やうに造給ふは、中興鎌倉にて頼朝公より始まりぬ。其後尊氏公、右の岡をもつて、都にて造り給ふ屋形作りの様子、人々慮外なき様を宗とするは、公方家の屋形作りなり。」

要するに、家の内部の構造は内輪もめを防ぐものでなければならぬ。そうして、「家」の四つの面は

- 「家中」、つまり家臣団の構造

であった。

甲陽軍鑑の考えた「家」の多面性は、次のようにまとめることができると思う。（第1表）。

これらの概念を用いて、著者は武田家の支配制度を研究していると

第1表 家の支配組織

土 屋 形 地	官 職	手 柄	家	他 支 配 者 と の 関 係	外 部 的
	支 配 の 場 所 と 実 態			政 治	
經 濟					
	代 々 統 統	祖 先 正 統	一 族 被 支 配 者 と の 關 係	家 中 被 支 配 者 と の 關 係	內 部 的
文化					
	傳 來 與 正 統			社 會	共 時 的

ころだが、本稿ではその最初をなす甲斐源氏の土着を巡る諸問題に触れてみたい。第1表に示されたように、「土着」は「支配の場所と実態」を定める、新支配者の決定的な第一歩と考えられる。石井進氏などが指摘したように、武士は「名字の地」がなければ支配者の身分も取得できない。<sup>(3)</sup> 一流的の武士であった武田家はどうであつたろう。

## 濫行

大治五（一一三〇）年末の事件だが、常陸の国司はその住民清光を「濫行」で朝廷に訴えた。<sup>(1)</sup> 朝廷の判断は不明であるが、仮にこの清光を源清光とすれば、「尊卑分脈」に記録されている清光の父義清の「配流」との関係が考えられる。<sup>(2)</sup> そうすれば、父子は「濫行」のために甲斐国へ流されたことになる。

ほぼ同時にもう一人の常陸の住民が同じ理由で訴えられた。「悪權守」と呼ばれてきた平広幹が隣の下総の国の荘園に無理をやつ

た、と伝えられている。<sup>(5)</sup> 清光の「濫行」も同様の武力行使を指したと思われる。ところで、広幹と清光は親戚であった。清光の祖母は平（吉田）清幹の娘で、広幹の祖父は清幹の兄であった。<sup>(6)</sup> 源義清は「尊卑分脈」ならびに「大聖寺過去帳」で「武田冠者」と呼ばれているので、志田氏は彼が配流の前に常陸国那賀郡武田郷に住んでいたと推定している。<sup>(10)</sup> これ以前甲斐国には「武田」という郷などがなかつたらしいことから、志田氏の説はおそらく正しいと思われる。<sup>(11)</sup> とすれば、源義清・清光の配流は結局元中央貴族の分家の土着が失敗したものと見なされねばならぬ。

## 市川莊

配流地は甲斐国巨摩郡市川莊であった。この莊園は京都の仁和寺の末寺であつた深草の法勝院領をなした。安和二（九六九）年の領地目録によると、莊園の田地は凡そ十四町歩に及んでいた。田地の配置は条里制によつて記録されているが、当時の甲斐国条里制は全く不明である。<sup>(14)</sup> しかし、一見して田地の半分ぐらいは巨摩郡にあり、わずか四つの里に分けられていたことが分かる。それは、

- 七条二里「志万」（一・五八町）、
- 八条四里「菟田」（〇・七〇町）、
- 九条三里「宮原」（二・二二町）、
- 九条四里「市河」（二・二五町）、

合計六・七五町（四八・四六%）であった。同じ郡の、約三キロメートル離れた一条と五条には他に合計三・三町歩が配置されていたので合わせて七〇%以上の田地は三キロメートルの範囲に配分されて

いた。巨摩郡、山梨郡、八代郡のこのほかの田地は各々一〇ページ  
ント前後をなしていた。「散在的莊園」といつても、かなり集中的

に見える。

さて、問題は、市川莊は一体どこにあつたかということである。

「市川」という郷は十世紀には記録に見える。<sup>15</sup> 現在の市川大門が

当時すでに八代郡に付属していたとすれば、法勝寺目録の「市河里」と市川大門は一致しないから、磯貝氏の「宮原説」<sup>16</sup> を支持せねばならぬ。よって、「九条三里宮原」は現在甲府市宮原町に当たり、市川莊の中心はこの辺にあつたことになる。

この推定を裏づけることも可能である。

・甲斐源氏の一族である小笠原家は少なくとも十四世紀まで宮原に領地を持つていた。<sup>17</sup>

・武田家は十五世紀に宮原の総社の檀家の大旦那であった。<sup>18</sup>

この二つの事実は甲斐源氏と宮原の深い、おそらく土着時代にさかのぼる関係を示すのではないか。

市川莊の本家は仁和寺の末寺であつたが、仁和寺はそのほかに一二八五年まで甲斐國の稲積莊を持っていた。稲積莊は疑いなく現在の甲府市、中心部はだいたい荒川と笛吹川の間にあつた。稲積莊は一二八五年に仁和寺から末寺の法金剛院に賜われたが、仮に市川莊も同様に仁和寺から法勝院領になつたとすれば兩莊園の本家のみならず、位置もともと共通だったと推定できよう。つまり、稲積莊は荒川の東側に、市川莊は西側にあつた。

・もう一つの点は法勝院領目録の条里制である。これを次に説明しなければならない。

## 巨摩郡の条里制と市川莊の位置

法勝院領目録にみえる巨摩郡の条里制は

一条～十四条、

二里～十八里、

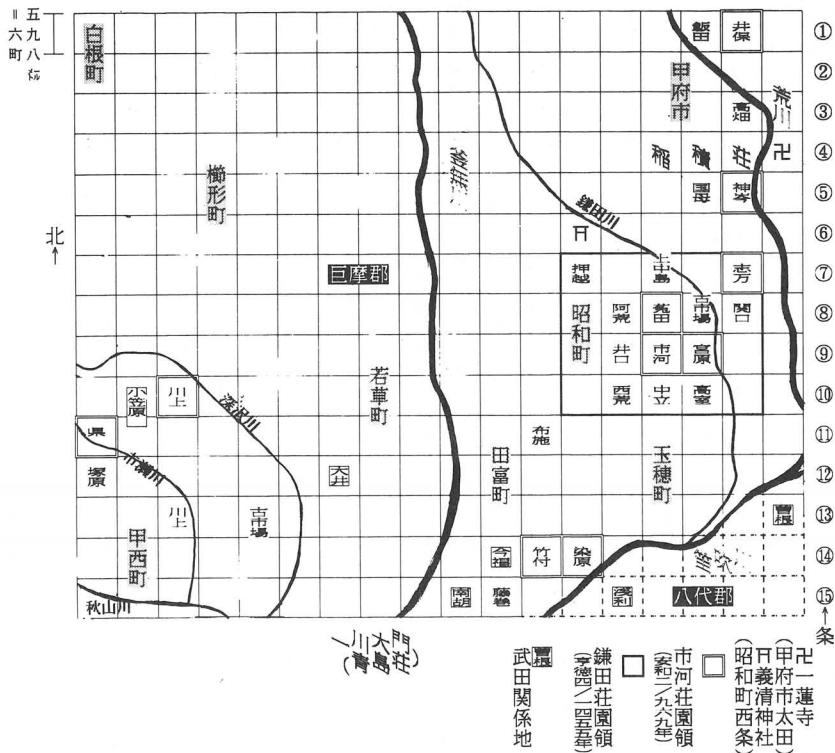
すなわち九十一平方キロメートルに及んだ。この範囲の条里制は甲府盆地でなければ考えられない。もし甲府市の「一条小山」（現舞鶴城）と中小河原町の「一里山」<sup>19</sup> につながりがあつたとしたら、甲府盆地の条里制の原点は現在の甲府城の辺にあつてそこから南へ笛吹川まで下つて、西へは現在の白根町・柳形町・甲西町に至つたと思われる。そうすれば南北十四条、東西十八里の条里制が可能になる。

こうして推定した条里制と市川莊の分配目録を比較すればなお面白いことが分かる。すなわち、「九条三里宮原」は現在の甲府市宮原町に当たる。舞鶴城から南方約四五〇〇メートル西方約一二〇〇メートルへ歩けば宮原町がある。

あくまでも推定であるが、十世紀の市川莊と巨摩郡の条里制を第1図のよう再現してみるとが出来るだろう。

しかし、源義清父子が配流された十二世紀初め頃の市川莊の姿はすでに以前の条里制から変わりつつあつた。

⑯ ⑰ ⑯ ⑮ ⑭ ⑬ ⑫ ⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①←里



第1図 巨摩郡の条里制と市川莊の配置

「安田冠者」  
不思議なことに、甲斐源氏の子孫の誰一人として「市川」を名乗らなかつた。義清自身は久安五（一一四九）年「市川に卒す」が、甲斐では「安田冠者」と呼ばれてきた。また、彼の息子義定も安田を名乗つた。「市川」と「安田」は如何なる関係があつたのであろうか。

「安田」という地名は現在の山梨県には残つていなかつ、「安田義定館」として伝わつてゐる所がある。それは山梨市小原西にある。一方、甲斐国守目代中原清弘などの乱行を訴えた長窓勘文に見える八代莊には「安多」という加納地があつた。<sup>(25)</sup>この加納地を現在の山梨市上神内川とすれば、小原西の南、つまり安田義定館とほぼ同じ場所になる。

さらに小原西の北には「市川」という地名がある。そこは市川莊の山梨郡における領地であつたのではないか。

もしさうであったとすれば市川莊と八代莊の関係もまた考えなければいけない。

八代莊の初見は長寛元（一一六三）年の

「長寛勅文」にあるが、勅文（朝廷が専門家に求めた沙汰意見書）によれば

「久安年中太宰帥藤原卿定<sup>ニ</sup>彼國<sup>ニ</sup>之時<sup>」</sup>鳥羽院序から御下文をもらった。太宰帥を国守、藤原卿を顯時と見れば、康治元（一一四二）年～久安六（一一五〇）年の甲斐国守のことを指しているであろう。本家は熊野神社であったが、下司などは明らかでない。しかも、勅文が語る濫行は著しい。

国衙の兵は

「恣停<sup>ニ</sup>廢當山領字八代莊<sup>」</sup>。拔<sup>ニ</sup>棄勝<sup>ぼうじ</sup>示<sup>。</sup>奪<sup>ニ</sup>取年貢<sup>。</sup>追<sup>ニ</sup>捕在家<sup>。</sup>○揚<sup>ニ</sup>取神人<sup>。</sup>○或禁<sup>ニ</sup>其身<sup>。</sup>○或割<sup>ニ</sup>其口<sup>。</sup>」

といった残酷なことを行つたが、目的はやはり莊園の「停配」にあつた。当時の甲斐国守と在庁官人は「新立莊園」の廢止を狙つた、という主張から、八代莊もまた新立莊園であつた事実が分かる。

莊園領地の境に「榜示」（土地境界を示す看板）が立つていて、「在家」も社の近くにいたらしい。これは決して十世紀の市川莊のような、散在的な印象を与えない。新しく立てられた莊園として、当然一円莊園の形をしたのである。

なお、勘文は二つの加納地を指摘する。一つは例の「安多」で、おそらく現在の山梨市にあつたと思う。もう一つは「長江」といつて現在の八代町の永井であろう。両方ともに一一六二年の事件の少しう前に國守が雜役御免を許した。<sup>(28)</sup>八代莊はこの加納地に対し「雜役免莊園」であった。つまり、榜示内の土地と違つて、莊園の支配は完全ではなく、おそらくもともと國衙領であったのだろう。とすれば御坂（「国衙」）・一宮・春日居（「国府」）の辺にあつた國衙領は北南に八代莊に挟まれていたようである。

さて、新立莊園の八代莊はいつたい誰によって形成されたのであらうか。

先ず逆に無関係の人を除外して行こう。一一六二年の事件を起こした國守藤原忠重、目代中原清弘、在庁官人三枝守政らは確かにその通りだったのであろう。ということは、八代の反対側は國衙ばかりでなく、藤原・中原・三枝の三家でもあつたろう。

一方、形成の直前甲斐国に移ってきた源義清等はどうであろう。甲斐源氏の土着と八代莊の形成のながれを比較してみよう。（第2表）

第2表 甲斐源氏土着と八代莊の発展

一一三一年	常陸國から配流
一一三七年	鎌田庄寄進
一一四五～五一年	八代莊新立
一一四九（異説一一四五）年	安田義清没する（七十五歳）
一一六年	安多、長江雜役御免
一一六年	八代莊停廢事件
一一六八年	逸見清光没する（五十九歳）

清光は逸見と名乗つたが、彼の一人の息子は八代信清といつた。彼尚かつ義清の長男

地上述べたように、義清自身と息子の義定は安田と呼ばれたが、安田を八代莊の加納地とすれば義清配流と莊園の新立との関わりを推定できるのではないか。義清は一一四九年まで生きていたので根拠地の所有権に何かの変化があれば当然彼を無視できなかつたに違いない。

の跡を継いだのは甥の小笠原長清の息子であったが、八代莊は一三八三年の小笠原家知行目録にも見える。すなわち、早期から甲斐源氏と結び付いていた。

この関係をより明確にするためにもう一つの莊園をたずねなければなるまい。

### 鎌田莊

右大臣藤原宗忠の日記によれば、保延三（一一三七）年に甲斐国鎌田莊が関白藤原忠通に寄進された。更にわずかの三週間後、これを斎院に渡す話もあったという。

子細は不明だが、当時の藤原家と斎院の関係を考慮せねばならぬ。一一九年に忠通の父たる関白忠実が上野国で広大な莊園を造らんとしたとき、白河院はそれに絶対反対を唱えた。上皇は明らかに藤原家の莊園の所有拡大に歯止めを掛けようとしたが、表向きは、莊園プロジェクトのある地方は、皇女の勤め先の斎院が利用している。

た紅花の産地であり、その生産を守る姿勢をとった。翌年には忠実の娘との縁結びを許さなかつたため、忠実は辞任して藤原家の莊園処理を息子の忠通に譲った。

一方白河院が一一二九年に崩御し鳥羽院の世になつた後、忠美が復活して院庁の実力者となつた。彼が一六二年に世を去るまでの間、全国の莊園は前例のない勢いで拡大していた。が、新莊園は多くの場合皇室と関わりがあった。鳥羽院が作った安樂寺院、妻美福門院の歡喜光院と娘の八条院は承久頃までに一五三の莊園を手に入れた。中には甲斐國の三莊園も含まれていた。それは篠原、小井川、石和町の東油川にあって、もう一つは笛吹川の向こう側の増利（八代

また、前述の八代莊も鳥羽院の御下文をもつてゐたことは刮目すべきである。

ともかく、藤原家に寄進された鎌田莊は成立から一世紀以内に、皇室関係の八条院に渡されたようであるが、それが話題の斎院への再寄進と関係があつたか否かは不明である。しかしもしもそうであつても不思議とは思われない。忠実の実力を考えれば、莊園を一つ皇室に上げても藤原家にとって損にならなかつたのであろう。なお、十八年前の事件も斎院に関係したので、今度の鎌田寄進問題にも似ている点があつたかもしない。つまり、朝廷から改めて要求まつたは反対があつたのであろうか。

しかし、この問題は在地レベルにはあまり影響を与へなかつたと思う。実際の問題は鎌田莊を藤原家に寄進したのはいつたい誰だつたのか、ということだ。

この問題を解決するには、先ず鎌田莊の位置を問わねばならない。「鎌田八郷」の総社は十五世紀に現甲府の宮原にあつた。<sup>(35)</sup>「八郷」は宮原を含めての隣郷を指摘したと思われているが、それは一方上述の如く旧市川莊の中心部に当たる。鎌田と市川の関係は新たな問題を提出する。鎌田莊出現から市川莊が史料上の姿を消した事実を無視することはできない。鎌田は改名した市川であつたのだろうか。しかしそうであれば一一三七年の寄進は必要あつたのであろうか、という疑問もわいてくる。

「鎌田」という名にも注目したい。宮原周辺には鎌田川があるが、地名は本当にこの川に由来するのであろうか。<sup>(36)</sup>川三つ向こうにも「鎌田」の地名があるが、明らかに鎌田川とは無関係だ。一つは石和町の東油川にあって、もう一つは笛吹川の向こう側の増利（八代

町)にある。小範囲に三つの無関係の同じ字が存在するとは極めて想像しにくい。従つて、こちらも鎌田荘の領地に当たつたと

思う。すなわち、初期の莊園は十五世紀の八郷より広かつた。  
なお、「鎌田」という所は全国的に見てもそう多くはない。全日  
本で約十八ヶ所である。

福島県と新潟県の鎌田は長福寺の領地であったが、長福寺は一  
六九年に建立された。初見は甲斐の鎌田よりずいぶん後になる。一  
方、伝説によると福島の一つの鎌田は鎌田信治という大和の武士が  
開発したという。

兵庫県の三江荘は鎌田とも呼ばれたが、松尾社領で、初見は一二  
八五年。

奈良県の鎌田荘は春日大社の社領であったが、伝説によれば相模  
国の武士鎌田正清の息子が作った。

一方、甲斐国志も同じ鎌田正清を甲斐鎌田荘の領主と推定するが、  
この一一二三年に生まれた、源義朝の後の家人が一一三七年、つまり  
十四歳という驚くべき若さで莊園の開発を成し遂げたことは全く  
想像できない。それに、正清が甲斐の土を踏んだという伝説さえな  
い上にむろん信頼できる史料も一切ない。

鳥取県と三重県の鎌田にも開発伝説がある。すなわち、領主が自  
分で鎌をもって田に入つたと主張する。いうまでもなくこれは根拠  
のない話にすぎない。

ところが、柳田国男氏は次のような興味深い観察をしたのである。  
「福島県安積郡豊田村大字成田は、村名を俗に鎌成田とも呼ぶく  
らいに、有名なる鎌立「かまたて」の榎があった。是が亦村の諏訪  
明神の神木であったのである。〔中略〕二股の間から鎌の生えた木

だある。是には鍛冶屋たちのみが、宿願に鎌を打込み祈禱する習  
いがあった。」

「鎌を神木の幹に打ち込む習慣は、今日伝説に残っている各地の物  
語と一緒に続いているが、共に諏訪の信仰と深い関係のあることは、  
大よそ安全に之を推定することが出来る。」

「遠江磐田郡南御厨村の鎌田という部落では、村の神明様に小児  
の蟲封じ願掛をして、九歳になると願果しに鎌を納める習わしがあ  
る〔中略〕。地名の鎌田というのが偶然では無いようだから、多分  
此俗信には一つ前の形があつたのである。信州にも子供の蟲切鎌を  
授ける信仰は折々ある。」

柳田氏の説明は確かに面白いが、疑問が残る。先ず、「鎌田」と  
いう地名と諏訪信仰の関係は認めていい。長野県の唯一の鎌田は松  
本市にあるが、群馬県の鎌田城の様なことではないであろうか。鎌  
田城は甲斐武田氏の家臣真田昌幸が作った城であるから、おそらく  
彼がその地名を甲斐の鎌田地方から移したものと思ふ。鎌田地方に領地  
を持つていた小笠原家もそうであったかも知れない。

しかし、柳田の觀察は正しい方向を指していると思う。氏が例に  
挙げた遠江の鎌田御厨(初見康和四「一一〇二」年)は伊勢神宮領  
であつた。

伊勢国一志郡の鎌田御厨も勿論そうであつた。

なお、伯耆國八橋郡(現在の鳥取県東伯郡)には伊勢郷があつた  
が、現在三朝町賀茂村の大字である鎌田がその一部であつたと思われ  
る。伊勢郷は明らかに伊勢神宮の領地であつた。

また、高知県春野町西分には古い伊勢神社があるが、近くに鎌田  
という小字も残つてゐる。それは偶然であろうか。

更に、前述の松本市の鎌田の辺にも伊勢町がある。

最後に、甲斐の場合はどうであろうか。

伊勢神宮の御厨は石和にあった。上述したように、石和町の東油川に鎌田という小字が残っている。それもまた偶然とは思えない。伊勢神宮が石和御厨をいつ作ったか不明だが、当宮が甲斐国守藤原惟信を一一〇〇年に「無礼」のために訴えたからその時は既に甲斐國との結び付きがあったことが分かる。

結論してみよう。「鎌田」という所はほとんど例外なくあるいは明らかに神社（または仏閣）領であり、あるいはその近くにあった。特に伊勢神宮との関係が目立っている。次のように解釈できるのではないかと思う。

・この地名は社領に関係ある。

・「鎌田」の元來の意味は、「神田」＝「かみた／かまた／かんだ」であったと思われる。つまり、社領の神田を指す。

・特に多い伊勢神宮系の「鎌田」という所の母体になつたのはおそらく伊勢国鎌田御厨である。

そうして見れば一三七七年の甲斐国鎌田荘の背景にはおそらく旧市川荘のみならず、他の神社の領地も含まれていたと思う。特に伊勢神宮の石和御厨との関連は注目すべきであろう。武田信義とその一族が治承四（一一八〇）年に居住を逸見山から石和御厨に移したのはその証拠となる。

なお刮目すべきことは鎌田荘と八代荘の関係である。八代荘の加納地長江の直ぐ傍に前述の増利がある。そこは「鎌田」という二ヶ所があるので、おそらく鎌田荘の一部であった。「増里」という名が新しく開発された里を指しているように、荘園のこの辺の進展は

開発によつていたのであろう。

更に、九六九年の法勝院の市川荘目録に八代郡田地が載つていて、それは四条六里の「治尾」と八条三里の「蓼井」であった。御坂町と八代町の間には「竹居」という大字があるが、それは「竹井」または「建居」とも書く。「蓼井」も「建居」も発音が同じく「たてい」である。市川荘の旧領地はこの辺にあつたと思う。それから八代荘の一部になった。

最後に山梨市市川・小原・神内川と市川荘および八代荘との関連がある。前に指摘した「安田」／「安多」<sup>(48)</sup>は一方では市川荘に流された義清と、その息子<sup>(49)</sup>の名字の地で、またもう一方では、八代荘の加納地でもあつた。義清がそれを支配していた時は市川荘に付属し、義清の死後は新八代領になつたのではないだろうか。

結局、八代荘と鎌田荘の繋かりは否定できない。ほぼ同時に成立し、この二つの荘園は旧市川荘に代わった。旧市川領は開発と国衙領の押領、笛吹川の両岸に沿つた新田開発、または隣の荘園（御厨）との領地交換によつて一円化されたが、同時に二つの新しい荘園に分けられた。そうして市川荘を鎌田・八代荘へ移行させたのは土着中の源義清らであったとしか考えられない。

#### 配流と土着

甲斐国に流された源義清が荘園の下司もしくは国守の目代になつたという説があるが、配流は罰の一種なので任職は認めにく<sup>(50)</sup>い。むしろ祖先の新羅三郎義光の時代からの縁によつて市川に流されたのだと思う。義光の長男義業の母は「甲斐守友実」の娘だったというが、そういう国守は一切知られていない。おそらく一〇九一と一〇

九八年に見える甲斐国守藤原行実のことと思われる。一方、義光が建立したと伝えられる甲斐の神社仏閣も数多く残っているが、別荘も一、二軒ぐらいは建てたのではないだろうか。

豪族の別荘が莊園になつた例は沢山あるが、ここでは下野国の足利家の例を挙げたい。

源義国は一一五〇年に家来の乱暴によつて妻の地元の足利別業に流された。妻の親戚の藤原豪族の援助を得、別業を莊園に広げてそれを鳥羽院の安樂寿に寄進した。長男の義康が足利莊を受け継ぎ、次男の義重は隣国の大野で新莊園の新田を開発した。こうした土着のパターンは甲斐源氏の歩みに非常に似ていると思う。

甲斐源氏も流罪に処され両親ゆかりの地に入つた。

莊園などの官職は最初になかつたが、市川莊領内にあつた別荘から直ちに新莊園の開発に努め

た。父義清と子清光は早期から莊園の所有を二つに分けたようである。旧市川莊は解体され、鎌田莊および安田・市川大門「後の青島莊」の旧市川莊の加納地は安田冠者義清と義定の支配になつたのに対し、八代莊（旧市川莊の八代郡での領地を含めて）と逸見は清光の領地になつた。そういう点でも足利・新田氏に似ている。但し、これら

の領地は安田氏の滅亡によつて一つになつた。

なお、逸見は清光の根拠地であつたが、稻の耕作よりむしろ甲斐の黒駒の飼育が目的であつた。

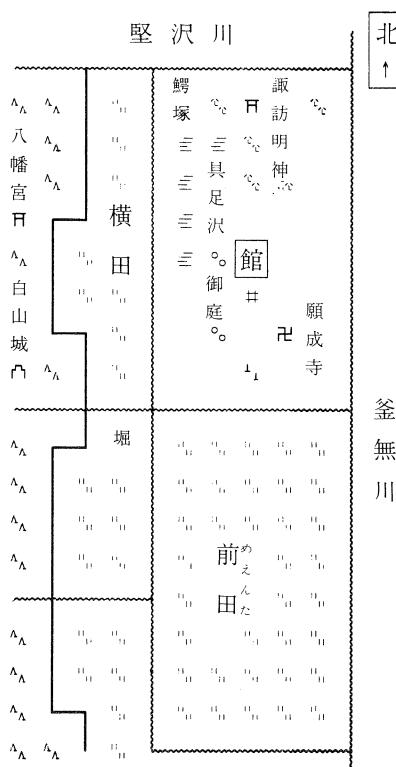
つまり、古代の御牧と関わつていた逸見牧を、開發もしくは支配していたので、逸見冠者と呼ばれ

た。長男の光長も逸見と名乗つたが、次男の信義は武田と名乗つた。彼は一二八八年に常陸國武田郷に生まれたが、逸見牧から南に下つて、武川の武田を作つた。

信義の館と関係がありそうな地名は残つてゐるが、実際に信義の時代までさかのぼるか否か言明できない。残念ながら考古学的な調査はまだ行われていないが、一応武田信義館の想像図ができると思う（第2図）。

韋崎市で最近発掘された弥生前期の水田跡が示すように、この地方は極めて古い時代から耕作されていた。信義の前に既に開発があつた可能性がある。なお、館の直ぐ傍には「鰐塚」という地名が残つ

第2図 武田信義館の想像図



ているが、『甲斐国志』が指摘したように、もともと「和仁塚」だつたのだろう。九六九年の市川荘の一つの田地も「和爾部」といったが、和爾氏は大和の有力氏族で後に春日と名乗った。史料には載つてないが、この和爾氏が古代の甲斐國にも移ってきた可能性がある。

「春日」という地名も所々見える。

今後の武田氏研究の課題はまだ沢山残っているが、特にこの館の本格的な研究が必要と思う。信義館は平安末期・鎌倉初期の典型的な武士の家の姿をしている。居住と農業根拠地の館、それを囲む直営田と庭、それを守る堀、川と山、山の上の要害城、そうして氏神ならびに菩提寺を合わせて当時の武士の「家」が再現される。

甲斐源氏は逸見、石和、最後に躑躅ヶ崎の館を本拠にしたが、土着時期の思い出はこの武田信義の館と結び付いていた。信玄は一五四一年に父信虎を追放し武田の惣領となると直ちに葦崎の武田八幡宮を修理させたことはこれを示している。

さて、結論してみよう。甲斐源氏の土着の努力は先ず常陸国で失敗に終わって、一一三年から甲斐国でついに成功した。市川荘を出発点とし、義清と清光は鎌田荘と八代荘の成立に努めた。最初は先住民の助けを得たであろうが、その後国衙領などの問題を巡って國守と在庁官人——すなわち他の豪族——と争ったようである。果たして義清らの所領が段々広がつてくるにつれて政治的実力も上がった。

土着開幕の半世紀後、「甲斐源氏」の武士団は東国武士の有力な一族になつたのである。しかし「武士団」は一つの「大きな家」ではなく、義清と清光の子孫が建てた分家の連合であつた。武田家は戦国時代に本格的な宗家と惣領になるまで苦戦したが、信玄が自分の役目を「大工」に例えたのはもう一度「屋形造り」の重要性を言い

たかったのであろう。

## 注

(注)この論文を謹んで故東京大学教授永積昭先生の思い出に捧げる。

(1) 品四

(2) 品十六

(3) 石井進『中世の武士団』、小学館一九七四年二一五~二二〇頁

(4) 『甲府市史』「甲史」、史料編I(一九八九年)一〇〇号

(5) 志田『勝田市史』(一九七八年)二六頁

(6) 石井、同上一六八頁

(7) 同上一六六頁(常陸平の系図)。しかし石井氏は清幹の娘

と義清の兄義業との縁結びを考えている。だが、続群書類從卷第二十二の「武田系図」「武系II」によれば、義清の母は、「常陸の国住人鹿島清幹娘」であった。

(8) 甲史I、第一〇〇号

(9) 『山梨県の歴史』(一九九〇年)八八頁

(10) 二四~二六頁

(11) 十世紀の和名類聚抄の郡名の記録には「武田」がない。

(甲史I、七六号)

(12) 「尊卑分脈」と統群書類從卷第二十一の「武田系図」

「武系I」は義清の配流だけある。清光のことは推定しかできない。義清の兄(佐竹義業)がなぜ共に流されなかつたか理由も明らかではない。

(13) 甲史I、第七三号

- (14) 「条里地割」『市史編さんだより』第八号（一九八七年九月）七頁
- (15) 「延喜式」卷九
- (16) 甲斐丘陵考古学研究会編『古代甲斐国の謎』（一九八五年）二二三（二一四頁）。異説あり。
- (17) 「武田氏と甲府」『甲府市史研究』第五号（一九八八年九月）一〇七頁
- (18) 甲史I、第一七六号
- (19) 同上第一九二号
- (20) 条里地割、同上
- (21) 「山梨県」『日本本地名大辞典』（角川）「地辞」一九（一九八四年）一一二頁
- (22) 武系II
- (23) 同上
- (24) 地辞八〇〇頁
- (25) 群書類從卷第四六三（雜部）
- (26) 地辞八〇三頁。異説あり。
- (27) 永原慶二編『中世史ハンドブック』（一九七三年）三〇八（三〇九頁）
- (28) 地辞八〇三頁
- (29) 甲史I、第一〇一号
- (30) 嶋岸純夫「東国武士の基盤」（稻垣泰彦編『莊園の世界』〔一九八三年〕三三（六八頁）三九頁より）
- (31) 中野栄夫「中世莊園の歩み」（一九八二年）二〇七頁より
- (32) 甲史I、第一六三号
- (33) 同上、第七一九二号
- (34) 地辞二六二
- (35) 八頁参照
- (36) 地辞二六二頁
- (37) 金井弘夫編『日本本地名索引』、アボック社（一九八一年）より
- (38) 「角川日本本地名大辞典」二四・三重県（一九八三年）三二二頁と同三一・鳥取県（一九八二年）二二三頁参照
- (39) 『定本柳田國男集』第二二巻、築摩書房（一九六二年）二五〇頁
- (40) 同上二四四頁
- (41) 同上二五二頁
- (42) 「群馬県の地名」『日本歴史地名体系』一〇、平凡社（一九八七年）八一頁参照
- (43) 「角川日本本地名大辞典」二二一・静岡県（一九八二年）三〇〇頁参照
- (44) 同三一・鳥取県（一九八二年）二二三、二三七頁参照。
- (45) 甲史I第一〇九号（吾妻鏡より）
- (46) 地辞七三九頁
- (47) 同上五三一頁
- (48) 地辞九七頁はそれを「あた」と読むが、「安多」という所は全国を通じて他にない。鹿児島には「阿田」「あた」があり、沖縄には「安田」「あだ」がある。（「日本本地名索引」、同上）が、甲斐からずいぶん離れた例である。常識的にいえば「安多」を「やすた」と読むとしか考えられない。

(49) 清雲俊元氏などの説によると義定は逸見清光の息子であつた。「甲斐源氏安田義定」(一九八六年)。確かに義定は武田信義と逸見光長(清光の長男達)より六年下だが、義定は相當に独自に活動した。分家した清光に対し、義清は孫義定を自分の後継ぎとして養子にもらつた可能性もある。

(50) 同上四三頁参照

(51) 甲史I、第一〇二号(武系IIより)。

(52) 峰岸、同上四〇~四二頁より

(53) 蕁崎市教育委員会作成の「旧跡分布図」と山梨県高等学校

教育研究会社会科部会編の『山梨県の歴史散歩』(一九八八年)一六五頁より

(54) 卷四八・古跡部第一

(55) 甲史I、第七三号(九条三里宮原の第二四田地)

(56) 周知のよう、『甲陽軍鑑』の著者と伝えられる高坂彈正の実家は石和の大百姓、春日氏であった。石和には春日屋敷もあつたという。また、山梨市は旧名と昔「日下部」「かすかべ」といった。春日居町の町名と境川村の「春日山」も関係あるのかも知れない。

—『甲斐国志』と『蘿崎市誌』の岳田=武田王説には賛成できない。「岳田」の読みは「おかだ」だと思う。また、九世紀始め頃のこの甲斐国守と武田村の関連については証拠がない。

(57) 甲史I、第二六一號

(58) 『甲陽軍鑑』品三九

(山梨大学留学生 西ドイツ・キール市)